

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく前払式支払手段の払戻しのお知らせ

令和元年5月12日に取扱いを終了した、当社発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、申出期間内に申出をお願いいたします。

記

* 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

株式会社 ツチャ

* 払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

セルフ給油カード（磁気型）・洗車カード

* 払戻しの申出期間

令和元年5月13日午前8時から令和元年9月30日19時まで

※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。

* 申出の方法

(株)ツチャのセルフ給油カード・洗車カード販売店舗にカードをご持参ください。

* 払戻しの方法

カードを持参頂ければその場で残高を確認し現金にて返金致します。

* その他当該払戻しの手続きに関し参考となるべき事項

セルフ給油カード(磁気型)・洗車カードは2018年9月末日を以て利用することは出来ません。

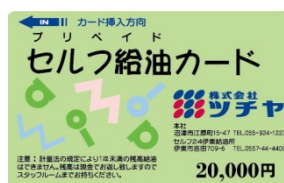
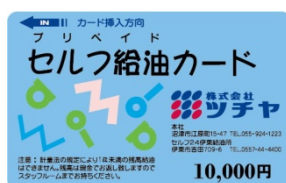
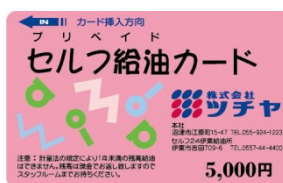
* 払戻しに関する問い合わせ先

〒410-0049 沼津市江原町15-47

株式会社 ツチャ 本社

電話055-924-1223

↓こちらはセルフ給油カード↓



株式会社 ツチャ

2019年5月13日

以上